

燃油高騰水産業緊急対策の概要

平成20年
水産庁

目 次

1. 省燃油操業実証事業の創設	1
2. 省エネ機器等導入の支援	4
3. 省エネ操業の支援	5
4. 休漁・減船等支援対策	6
5. 国際漁業対策	7
6. 流通の多様化等を通じた手取りの確保	8

燃油高騰水産業緊急対策

A 重油価格が昨年末からわずか半年間で4割近く上昇する等水産業を継続するのに必要不可欠な燃油が高騰していることから、緊急の対策として、既存予算の活用により以下の措置を講ずる。

1. 省燃油操業実証事業の創設

予算額 80 億円

< 概要 >

燃油消費量を1割以上削減する操業の実証を行う漁業者グループに対し燃油費の増加分に着目した支援を行う。

< 内容 >

- (1) 省エネの実証事業を行う漁業者（5人以上のグループ）の燃油代について実費で支払。
- (2) 燃油費の増加分（2007年12月からの上昇分）を水揚げ金額の上昇で充当できない場合は、不足分の9割を基金が負担する。
- (3) その他の条件等
 - ① 燃油依存度の高い経営体から順に対象。
 - ② 燃油使用量を前年ベースから10%以上削減し、操業を合理化する計画を策定。
 - ③ 事業期間は原則として1年間（最大2年まで延長可）。